

遺産分割協議に期限、相続開始後10年まで

◆ 2023年4月1日から施行

2021年4月に相続に関する民法改正がありました。この2023年4月1日から施行されたものがあります。それは、相続開始後10年が経つと、被相続人(亡くなった人)から一部の相続人だけが生前贈与や遺贈、死因贈与で受取った利益である特別受益や、相続財産の維持・増加への貢献度に応じて認められる相続分の増額分である寄与分について主張できなくなっています。

◆ 法律上、遺産分割協議には期限はない

実は、遺産分割協議には法律上の期限はありません。相続開始後何十年経っていても、遺産分割協議は可能です。

しかし、遺産分割がされないまま長期間が経つと、たとえば誰のものかわからない所有者不明土地が生まれてしまうおそれがあります。土地を購入したい人がいても、誰から購入すればいいのかわからず、結果として、土地を活用できない、という事態にもつながります。



◆ 10年超で原則法定相続割合とする

こうした事態に対処するために、遺産分割協議に10年の期間を設定することになったのです。相続開始から10年過ぎても、分割協議がまとまらなければ、原則として法定相続割合で分割することとなります。

法定相続割合は民法で定めた財産の分け方で、例えば相続人が配偶者と子1人なら2分の1ずつとなり、配偶者と子2人なら配偶者が2分の1、子は4分の1ずつとなっています。

亡くなった人の遺言がない場合には、相続人は話し合いで「誰が、どの財産を、どれだけ引き継ぐか」を決めます。財産は法定相続分で分けてもいいし、相続人全員が合意すれば、法定相続分とは異なる分け方でも構いませんが、分割協議は、具体的な分割方法を巡って相続人同士が対立し、まとまらないことが少なくありません。

特に難航しやすいのが、相続人のなかに故人から生前に財産を贈与されていたり、介護などで故人に多大な貢献をしたりした人がいるケースです。それぞれ「特別受益」と「寄与分」といいますが、分割協議がもめる要因になりやすいです。遺産を単純に法定相続割合で分けると、不公平になりかねないためです。

そのため、特別受益や寄与分を踏まえて決めるのが、より公平な分け方になりますが、生前贈与の内容の把握や寄与分の認定と金額の算定に手間取り、結果として、分割協議が長引くことになってしまいます。

この民法改正により、相続開始から10年過ぎた場合には、特別受益や寄与分を認めず、法定相続割合で分けるようにすることで、政府は所有者不明土地の発生に一定の歯止めをかけたい考えです。反面、相続人は希望しなくても法定相続分で分けることになってしまいます。

なお、この改正民法は、2023年4月1日以前に発生した相続にも適用されますが、施行日から5年以内に期限が来る場合は、猶予期間として施行日から5年以内であれば特別受益や寄与分を主張できる、とされています。

CONTENTS

遺産分割協議に期限、
 相続開始後10年まで…………… P.1
 所在不明共有者の持分の
 取扱いに関する改正…………… P.2
 インボイス制度における
 負担軽減措置…………… P.3
 社会保険料負担が
 30%目前に！…………… P.4
 人材開発支援助成金とは…………… P.5
 両立支援等助成金
 (出生時両立支援コース)とは P.5
 5月度の税務スケジュール…………… P.5
 今月の名言録…………… P.6
 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
[ASAKのTwitter\(ツイッター\)](#)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



所在不明共有者の持分の取扱いに関する改正

前述にもありますが、2021年4月の民法の改正により、土地・建物等の利用に関する民法の見直しや相続土地国庫帰属制度の創設、相続登記の申請義務化等が行われました。このうち、土地・建物等の利用に関する民法の見直しとして、所在等不明共有者がいる場合の共有制度の見直し等が、2023年4月1日に施行されています。

所有者不明土地の解消に向けて、土地・建物等の利用に関する民法の見直しとともに、相続等で取得した一定の土地の所有権を、国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度の創設や、不動産を取得した相続人に対して3年以内の相続登記の申請を義務付ける不動産登記法の改正等が盛り込まれています。

相続による未登記が継続したことや相続人の失踪などのため、必要な調査を尽くしても、所有者の氏名や所在が不明な共有者(所在等不明共有者)がいる場合等における、土地の利用や管理を円滑化するため、共有制度の見直し等が行われます。

◆ 共有物の変更・管理に関する見直し

共有物の変更・管理に関する見直しにおいては、持分の過半数で決定できる共有物への、短期の賃借権等の設定の範囲が明確化されています。これまで、共有者全員の同意が必要と解される長期間の賃借権等との判断基準が明確でなかったところ、改正により、一時使用目的や存続期間が3年以内の定期建物賃借等については、持分の過半数で決定することが可能となりました。

このほか、共有物に形状又は効用の著しい変更を伴わない軽微な変更を加える行為についても、共有者全員の同意ではなく、持分の過半数で決定できるとする等の見直しが行われています。

一方、共有者の中に所在等不明共有者がいる場合には、改正により、裁判所の決定を得ることで、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意又は持分の過半数により、共有物の変更や管理に関する決定を行うことが、可能となりました。具体的な手続の流れとしては、共有物の所在地の地方裁判所に対し申立てと、所在等不明共有者について、必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明であることを証明する証拠を提出し、1か月以上の異議届出期間と公告の実施を経て、変更や管理に係る裁判所の決定を得ることになります。

複数の共有者が所在等不明の場合であっても利用可能ですが、抵当権の設定など、所在等不明共有者が共有持分を失うことになる行為については利用できません。

◆ 所在等不明共有者の不動産の持分の取得・譲渡制度の創設

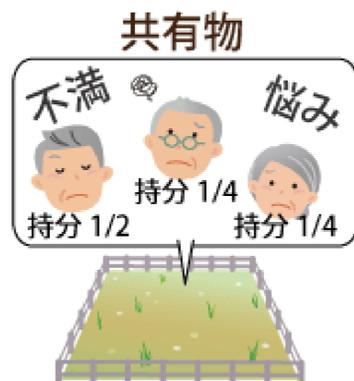
共有関係の解消促進の方策のひとつとして、共有者の中に所在等不明共有者がいる場合には、裁判所の決定により、所在等不明共有者の不動産の持分について、他の共有者が取得することや他の共有者に第三者へ譲渡する権限を付与することができる制度が創設されました。

この手続の中では、所在等不明共有者の持分の時価相当額の金銭の供託が必要となります。所在等不明共有者は、裁判所の決定により、持分を取得した共有者又は譲渡権限を行使した共有者に対し、持分に応じた時価相当額の請求権を取得し、実際には供託金から支払を受けることになります。

いずれの制度も、相続により不動産が遺産共有の状態となり、その相続人の中に所在等不明共有者がいる場合においては、相続開始時から10年を経過したときに限り、適用できます。

2021年改正民法の内容・施行時期

施行日	改正内容
2023年4月 1日	土地・建物等の利用に関する見直し ・共有財産の持分取扱い ・遺産分割協議 ・所有者不明土地管理制度等 等
2023年4月27日	相続土地国庫帰属制度の創設
2024年4月 1日	相続登記の申請義務化



インボイス制度における負担軽減措置

2023年10月1日からのインボイス制度の開始まで半年を切りました。2023年度の税制改正では、インボイス制度について事業者の負担軽減の観点から主に4点の重要な改正が行われています。

そこで今回は、この改正事項及び同年10月1日以後の新制度の概要について再確認していきます。

◆ 1万円未満の値引き等は、返還インボイスの交付義務なし

事業者が返品・値引き・割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合は、取引先に対して返還インボイスを交付しなければなりません。売上げに係る対価の返還等の金額が、「税込価額1万円未満」である場合には、返還インボイスを交付する必要がなくなりました。



適用対象者及び適用期間についての制限はなく、全事業者が対象となります。実務的に大変問題視されていた「売手側負担の振込手数料」が発生した場合において、その都度、返還インボイスを発行する事務的な煩雑さに対応した改正項目です。

◆ 小規模事業者は、納税額が売上税額の2割とする(2割特例)

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者は、2023年10月1日～2026年9月30日の日の属する各課税期間について、納税額を売上税額の2割とすることができます。事前の届出は必要ないので、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよいことになっています。また、消費税の申告のたびに適用を受けるか否かの選択が可能で、簡易課税制度選択届出書を提出していたとしても、2割特例を選択適用することができるようです(簡易課税制度選択届出書の取下げ等は不要)。

登録申請書と課税事業者選択届出書を既に提出している事業者が、申告時に2割特例と本則課税を選択適用できるようにするには、登録開始日を含む課税期間中に、課税事業者選択不適用届出書を提出すればよいことになっています。

◆ 売上1億円以下の事業者は1万円未満のインボイス保存が不要(少額特例)

基準期間における課税売上高が1億円以下、又は、特定期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、2023年10月1日～2029年9月30日の間に行う支払対価の額(税込価額)が1万円未満の課税仕入れについて、インボイスを保存することなく帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。

少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、1回の取引の合計額により判定します。例えば、役務の提供の場合には、通常は、約束した役務の取引金額によります。

◆ 登録申請手続の柔軟化

インボイス開始時(2023年10月1日)から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要がありましたが、同年4月1日以降であっても、同年9月30日までに登録申請が行われたものであれば、同年10月1日に登録を受けることができるようになりました。

なお、実際に登録が完了した日が課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなされます。つまり、2023年10月1日の直前に登録申請を行った場合には、制度開始日までに登録の通知が来ないことが想定されますが、登録希望日の2023年10月1日に遡って、登録を受けたものとみなされることになります。

この場合、①事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付すること、②取引先に対して通知を受けるまでは、暫定的な請求書を交付し、通知後に改めて正式なインボイスを交付すること、などの対応をする必要があります。

免税事業者が登録申請をする場合において、課税期間の初日から登録をしたい場合には、「課税期間の初日から起算して15日前の日」が申請期限となるので注意が必要です。

2023年10月1日から2029年9月30日の属する課税期間において、2023年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日(提出日から15日以後の日)を記載することにより登録希望日から登録を受けることができます。



社会保険料負担が30%に！

健康保険組合連合会は、2023年度の健康保険の平均料率が、9.27%になる見通しであると発表しました。介護と年金をあわせた保険料率は29.35%と過去最高の水準となり、30%の大台に迫っています。

今後ますます高齢者医療への拠出金は増え続ける公算で、世代間での負担と給付のバランスはますます崩れそうです。政府が検討する少子化対策の拡充では、保険料を引き上げて財源にする案が浮上していますが、現役世代の負担余地が少なくなる中では、財源として見込みにくくなっています。高齢者の給付と負担を見直し、子育て世帯に分配するといった視点も必要となっています。

全国に1400ほどある健保組合は、主に大企業の従業員と家族ら約2800万人が加入しています。会社と従業員が折半して負担する健康保険料率の平均は、9.27%と最も高く、2022年度比で0.01ポイント上昇しました。これに、横ばいの介護保険料率(1.78%)と、料率が固定されている厚生年金(18.3%)を足すと、医療・介護・年金で、合計30%近い水準になってきます。

一方、中小企業でも、従業員や家族4000万人が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)は平均の健康保険料率が10%となり、介護保険の1.82%と年金の18.3%とをあわせて2年ぶりに30%台となっています。

制度として、健康保険料は年齢にかかわらず負担し、全世代で受益があります。現役世代も医療機関での窓口負担は3割で済むことになり、厚生年金については、保険料を多く払うほど将来受け取る金額は増えてきます。

ただし、問題は負担と受益のバランスです。いまの社会保障制度の構造は負担は現役世代、給付は高齢者に偏っています。高齢者よりも所得の高い現役世代が払う保険料の多くが、高齢者への仕送りに充てられている状態です。

健康保険組合連合会の場合、2023年度に見込む健康保険の保険料収入8兆5000億円のうち、44%が高齢者医療費に回ることになり、経常収支は、全体で5623億円の赤字となる見通しです。

なお、この赤字解消のためには、保険料率を10.1%にする必要があるそうで、今期の赤字を見込む健保組合は、全体の8割近くにも上っています。

さらに、今後の課題としては、2025年度にかけて、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になっていくため、医療費は今まで以上にかさむことが見込まれています。そのため高齢者医療への拠出金が重荷となり、料率を押し上げる圧力になるのです。

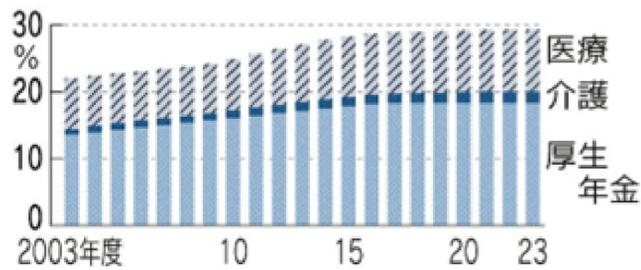
複数の統計をもとに、世代ごとに年間の給付と負担がどうなっているかを推計したものが、上のグラフです。後期高齢者にあたる75歳以上の場合、年金で190万円、医療80万円、介護45万円と、計300万円を超える給付があるのに対して、保険料負担については、およそ15万円で、その負担の20倍もの給付を受ける計算になります。

現役世代の40~44歳では、本人負担分として年40万円程度の保険料を支払うこととなりますが、給付は、医療を中心に12万円ほどしか受け取っていません。つまり、受ける給付額の3.5倍の保険料を納めていることになるのです。

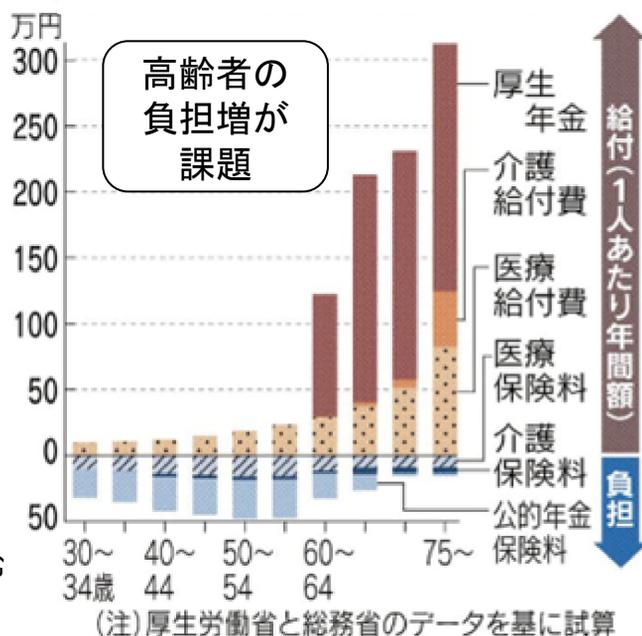
この背景には、高齢者の増加や介護保険の導入などがあるのは周知の事実です。国民所得に占める税金と社会保険料をあわせた割合の「国民負担率」は、いまの75歳が40歳だった1988年度は、37.1%だったのに対して、2023年度の見通しは、46.8%にもなります。

今後、ますます現役世代は先細りしていきます。1990年は、65歳以上の高齢者1人を5人ほどの20~64歳で支えていましたが、直近では、2人を割り込み、将来的には1人に近づくことにもなります。働く高齢者を増やして制度の担い手を手厚くしなければ、現役世代が背負う重みはさらに増えます。少子化対策の財源で現役世代の追加負担が重くなりすぎると、子育て支援と矛盾する側面がありますが、出生率が改善すれば支え手が増え、社会保障制度の持続性が高まるだけに、社会全体での取り組みが欠かせない状況です。

(日本経済新聞より抜粋)



(注) 健保連の平均料率、労使負担分。2021~23年度は見込み



(注) 厚生労働省と総務省のデータを基に試算

人材開発支援助成金とは

従業員に対して実施した職業訓練等の経費や訓練期間中の賃金を助成する人材開発支援助成金は、その内容によって複数のコースに分かれていました。このうち、特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースの3コースが統合され「人材育成支援コース」が創設されました。

この「人材育成支援コース」の中に、人材育成訓練、認定実習併用職業訓練、有期実習型訓練があり、例えば、人材育成訓練は、職務に関連した知識や技能を習得させるために、OFF-JTを10時間以上行った場合に助成金が支給されます。

【経費助成率】	()内は大企業
・正規労働者	45%(30%)
・非正規労働者	60%
・正社員化	70%……有期契約労働者等の正規労働者等への転換
【賃金助成】	
・1人1時間当たり	760(380)円

内容は右のとおりです。

また、今年度より「生産性要件」が廃止され、「賃金要件」、「資格等手当要件」が新設されました。そのため、「賃金要件」または「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、経費についてはプラス15%等の加算分が追加で支給されます。

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)とは

出生時両立支援コースは、男性従業員が育児休業を取得しやすい環境を整備し、実際に取得した場合に助成金が支給されるというものです。第1種と第2種があり、各々以下の変更が行われました。

(1) 情報公表加算の新設……第1種

第1種助成金の支給を受けた事業主が、厚労省のHP「両立支援ひろば」に、男性育児休業取得率等を公表した場合に、情報公表加算として2万円が支給されます。

(2) 支給対象の拡充……第2種

支給対象事業主として、以下の要件が追加されました。

第1種の申請年度に子が出生した男性従業員が5人未満、かつ、育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上になったこと。この場合、3事業年度中の1事業年度目から連続して70%以上となった場合には40万円、2事業年度目から連続した場合は20万円が支給されます(中小企業事業主のみが対象)。

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(水)
3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月31日(水)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費・地方消費税＞	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

法隆寺の鬼の教え 小川三夫 鶴工舎舎主



西岡常一棟梁に弟子入りして、棟梁が手本を示してくれたのはカンナ屑一枚でしたな。カンナで木を一枚すーっと切ってくれて「カンナ屑はこういうものだ」と見せてくれた。それをもらって窓に貼って、そういうカンナ屑が出るまで、砥いでは削り、砥いでは削り練習するわけですわね。

自分が棟梁のところに行った時は、まず最初に「納屋の掃除をしなさい」と言われた。それで納屋に上がってみたら、そこには法輪寺の引きかけの図面がありました。それと西岡棟梁の道具がな。

「納屋の掃除をせえ」ということは「それを見てもよろしい」という意味でしょう。「ああ、これで弟子入りを認められたんだ」と思いましたよ。それで次に「これから一年間は、テレビ、ラジオ、新聞に一切目をくれてはいけない。刃物研ぎだけをしなさい」と言われた。何も分からないんだから「はい、そうですか」と。抵抗しようとも思いませんでしたな。

素直に素直に触れてないとな。見て真似をするんだったら素直な気持ちでなくちゃ真似できませんからね。批判の目があったら学べません。うちの弟子なんかでも、素直じゃないと本当の技術が入っていかないですね。ちょっと知識があったとか中途半端な勉強をしてきけると素直に聞けねえから、往々にして間違いが起こる。

知識があっても素直に物に触れることができる子は立派ですよ。でも、なかなかいないな。いまは学校でも時間がないから深く教えないわけでしょ。ちょっとした知識だけ持たせて世の中に出してしまう。だから、素直に物に触れることができない子が多いですよ。そういう子は素直になるまで怒り倒さなければ駄目なんですわ。

こっちも大変、向こうも大変ですよ。

(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」飛鳥新社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

